

申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書、確定申告のお知らせはがき（送られてきた人のみ）
- ②認印・金融機関の預貯金口座のわかるもの（申告者本人名義のもの）
- ③収入や必要経費などを集計した書類（源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など）
- ④所得控除の証明書類（社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、医療費の通知書や明細書など）
※社会保険料控除の対象となる介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の支払額の証明書は1月18日(月)ころに発送予定です。
- ※医療費控除・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人は明細書の作成が必要です。
- ⑤このほか控除の適用に必要な書類（配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳、学生証など）
- ⑥昨年の申告書の控え（確定申告書・収支内訳書・決算書の控えなど）
- ⑦マイナンバーカード、通知カード、またはマイナンバーの記載がある住民票の写し
※マイナンバーカード持参の場合は⑥不要。通知カードは氏名と住所が住民票と一致しているものに限る。
- ⑧本人確認書類（運転免許証などの身分証明書1点、または被保険者証など顔写真がないもの2点）

申告における注意点

- ▶ふるさと納税や新型コロナウイルス感染症に伴い中止したイベントのチケット払い戻しを受けない場合の寄附金控除を適用する人が確定申告する場合、必ず申告書第二表「住民税に関する事項」へ記入してください。記入がない場合、市・県民税の算出に含めることができません。
- ▶ふるさと納税ワンストップ特例を利用した方が、確定申告や市・県民税の申告をする場合、特例の適用が外れるため申告に寄附金額を全て含める必要があります。また、5団体を超える地方団体へ寄附した場合も特例の適用が外れるためご注意ください。
- ▶年少扶養親族（平成17年1月2日以降生まれ）のいる人が確定申告する場合、申告書第二表「配偶者や親族に関する事項」へ氏名などを記入し、「16」に○をつけてください。記入がない場合、市・県民税の算出に含めることができません。

その他の税金関係のお知らせ

- ▶上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得等に関して、住民税における申告不要制度を選択するには別途様式（市ホームページに掲載）の提出が必要です。
- ▶令和3年度から税制改正により適用される、給与所得控除額や基礎控除額などの見直しがあります。詳細は市ホームページをご確認ください。



▲申告などの詳細

三島税務署からのお知らせ

税理士による無料税務相談

時 2月1日(月)～15日(月)の平日

- ①午前9時～正午
- ②午後1時～3時30分

場 三島税務署別館会議室

申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で自動計算機能により、計算誤りのない申告書を作成できます。作成後は印刷して郵送などによる提出、またはe-Taxを利用して送信することもできます。

国税庁

検索



住宅借入金等特別控除説明会

時 2月10日(水)～15日(月)の平日

午前9時～午後5時

場 三島商工会議所 1階TMOホール

注 前ページの確定申告の受付と同様に、会場への入場には「入場整理券」が必要です。（会場での入場整理券の配付は午後4時まで）詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

個人事業者の皆さまへ

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(水)が申告と納付の期限です。

情報

給与支払報告書提出義務者（個人事業主、法人など）の皆さまへ

令和3年度（令和2年分）給与支払報告書の提出について

令和3年度（令和2年分）の給与支払報告書の提出をお願いします。

■提出期限 令和3年2月1日(月)

■提出時の本人確認（法人の場合は不要です）

個人事業主の場合は提出時①、②のいずれかが必要

①マイナンバーカード

②通知カード（氏名と住所が住民票と一致しているもの）、またはマイナンバー入り住民票と運転免許証などの身分証明書（被保険者証など顔写真がないものは2点）

窓口に持参 ①②いずれかを提示

郵送 ①②いずれかの写しを添付

■eLTAX（地方税ポータルシステム）をご活用ください

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うことができるシステムです。

詳細はeLTAXホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

■特別徴収について

給与所得者に係る市・県民税の納付は原則として特別徴収（給与からの天引き）です。次に該当しない人は、「個人別明細書」の摘要欄に「普通徴収」と記載がある場合でも、市・県民税は特別徴収となります。

- ▶A:受給者総人員数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2人以下▶B:他の事業所で特別徴収されていることになっている乙欄該当者▶C:給与支払報告書(個人別明細書)記載の支払金額が96万5,000円以下※ただし、途中入社の場合は支払月数で除した金額が8万円以下とする▶D:給与からの毎月の天引きが出来ない(給与の支払が毎月ではない・毎月の給与から税額を引けない)▶E:普通徴収を希望する事業専従者▶F:退職者・退職予定者(令和3年5月末日まで)

問課税課 ☎983・2626

情報

災害時にご自分の力で避難できますか？

ひなんこうどうようしえんしゃ
「避難行動要支援者」名簿の登録調査にご協力を

市は、災害時に自力で避難することが困難で、家族による支援を受けることができず、家族以外の第三者による避難支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿の整備を進めています。

名簿は要支援者の安否確認、避難誘導などの支援体制づくりに活用されます。災害時には近隣住民の助け合いが最も有効です。名簿の整備にご協力をお願いします。

対象（在宅で生活し①～⑦のいずれかに該当する人）

- ①要介護認定3～5 ②身体障害者手帳1～2級 ③精神障害保健福祉手帳1～2級 ④療育手帳A判定 ⑤難病患者 ⑥80歳以上の一人暮らしまたは80歳以上のみの世帯 ⑦自治会が支援の必要ありと認めている

名簿記載内容 氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、自治会・町内会名、組・班、避難支援を必要とする理由

提供先 地元自治会・町内会、自主防災組織、地域の民生委員、避難支援者(隣近所で支援する人)などへ

平常時から名簿（同意した人のみ掲載）を提供

■名簿への掲載に同意を

対象者のうち現在、同意していない人には2月中旬から同意確認の通知を送付しますので、ご回答ください。※名簿への登録は、避難行動要支援者が自らの命を守るための第一歩です。内容をご理解の上、ご協力をお願いします。

■災害に備えて

- ▶要支援者は名簿に掲載されたことにより災害時に必ず助けられるというものではありません
- ▶避難支援を行う人は、避難支援を行うことに法的な責任や義務はありません。できる範囲で活動します。

問福祉総務課 ☎983・2610

